



消費生活相談

賢い消費者になりましょう！

美容医療の広告規制

～医療法改正で詳細説明なしのビフォーアフター写真はアウトに～

【事例1】

ウェブサイトの手術前後の写真を見て「私も痩せたい」と思い契約したが、まったく効果がない。

【事例2】

ウェブサイトでは「包茎手術は7万円から」だったのに、高額な手術を勧められた。

【事例3】

「脂肪溶解注射を1ヵ月打ち放題」というウェブサイト広告は信用してもいいのか。

相談は
こちらへ…

役場消費生活センター（町民課内）
TEL 0796・36・1941（直通）

たじま消費者ホットライン
TEL 0796・23・1999

※相談無料で秘密は厳守!!

【ひとことアドバイス】

◆改正医療法が今年6月1日に施行され、美容医療サービスを含めて医療機関のウェブサイト、メルマガなどの広告が厳しく規制されることになりました。

この改正により、過剰な宣伝文句をうたった広告に対しては行政指導や罰金などが科せられます。

◆治療などの内容や効果の体験談、誤解を招く恐れのあるビフォーアフター写真などは、同法の施行規則において「医療に関する広告」としては認められません。

これにより、リスクや副作用などの詳細説明がある場合にだけ、体験談や手術前後の写真を掲載することができます。

◆「〇〇し放題」「〇%の満足度」「ただいまキャンペーン中」などのうたい文句は違法です。安易に契約しないよう心掛けましょう。